

## 令和5年度臨時高輪地区総合支所管内町会・自治会連絡会次第

- 1 開 会 (15:00~)
- 2 開会のご挨拶 高輪地区総合支所長 白井 隆司
- 3 港区町会・自治会連合会の活動について (15:05~15:40)  
港区町会・自治会連合会 会長 清原 元輔

【15:40~15:45】休憩

- 4 高輪地区の町会・自治会の連合化について (15:45~16:20)
- 5 事務連絡 (16:20~16:30)
- 6 閉 会

### 【配布資料】

- 資料1 港区町会・自治会連合会の活動について
- 資料2 港区町会・自治会連合会令和5年度事業計画
- 資料3 港区町会・自治会連合会会則
- 資料4 高輪町会・自治会連合会(仮称)について (案)
- 資料5 港区高輪町会・自治会連合会規約 (案)

### 【町会・自治会連絡資料】

No	件 名	所管及び問い合わせ先
①	自転車用ヘルメット購入費助成について	街づくり支援部地域交通課交通対策係 TEL03-3578-2262
②	防犯カメラ補助事業の見直しについて	防災危機管理室防災課生活安全推進担当 TEL03-3578-2271
③	初めての救命措置講座のご案内について	みなと保健所生活衛生課庶務係 TEL03-6400-0041

「町会・自治会連絡資料」で配布した資料は区ホームページにも掲載します。  
トップページから以下のようにお進みください。

ホーム > 高輪地区総合支所 > 町会・自治会一覧・加入案内

次回、令和5年度高輪地区総合支所管内町会・自治会連絡会の日程 (予定)  
令和6年2月2日 (金) 14:30~16:30 高輪区民センター1階 集会室

## 港区町会・自治会連合会の活動について

港区町会・自治会連合会（以下「区町連」という。）は、令和5年3月に発足した区を代表する町会・自治会の連合組織です。

港区には各地区総合支所管内に、町会・自治会から構成される連合組織（以下「地区連」という。）を持つ地区又は地域があり、年度単位で定期的に会合を開催し、町会・自治会間の情報交換や交流を目的とした活動を実施しています。

区町連は、今後加入又は結成される地区連を迎え入れ、地区連が担う役割を尊重しつつも、地区連の代表が集まり区全体にかかわる区への要望を取りまとめて提言すること、また、地域横断的な課題について意見交換を行い、その成果が地区連等へ情報提供されることにより、港区における町会・自治会活動の一層の活性化を目指して活動します。

### 1 区の施策及び予算に対する要望・提言

区町連総会において、毎年度区の施策及び予算に対する要望・提言を書面で提出し、翌年度総会にて区から回答を得ます。具体的には、事前に地区連において要望・提言とする事項を検討し、役員会で集約したのち、総会にて区への提言として承認を得て、提出します。

### 2 活動報告及び情報交換

区町連総会において、会長から東京都町会連合会（都町連）・全国自治会連合会（全自連）の活動報告を行います。活動報告を受けたのち、活動に関する質疑や地区連会長間で地域横断的な課題について意見交換を行います。

### 3 その他

- (1) 総会の開催時期は毎年7月を予定します。
- (2) その他、年度ごとに必要な課題や案件は役員会で検討し、総会で取り上げます。

## 港区町会・自治会連合会令和5年度事業計画

- |   |     |                    |     |
|---|-----|--------------------|-----|
| 1 | 総会  | 1回（臨時を除く。）         |     |
| 2 | 役員会 | 随時                 |     |
| 3 | 都町連 | 総会・表彰式・懇親会         | 1回  |
|   |     | 新春懇親会              | 1回  |
|   |     | 本部役員会、常任理事会        | 10回 |
|   |     | 全国自治会連合会大会         | 1回  |
| 4 | その他 | 区町連設立に伴う挨拶状の発送（5月） |     |

## 港区町会・自治会連合会会則

(名称)

第1条 本会は、港区町会・自治会連合会（以下「区町連」という。）と称す。

(組織)

第2条 本会は、区町連に加盟する各地区及び地域の町会・自治会連合会（以下「地区連」という。）をもって組織する。

2 本会に入会又は退会しようとする場合は、本会に届出を提出し役員会において決定する。

(事務所)

第3条 本会は、産業・地域振興支援部地域振興課内に置く。

(目的)

第4条 本会は、会員相互の連絡、情報の共有化を図ることにより、まちづくりや地域住民の生活向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、第4条の目的を達成するため。次の事業を行う。

- (1) 町会・自治会相互の密接なる連携、並びに意見の交換を図ること
- (2) 町会・自治会発展のための情報収集及び調査研究すること
- (3) 行政機関ならびに、関係のある公共的団体との連絡および協力
- (4) 東京都町会連合会常任理事会の出席

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

会長 1名

副会長 2名

2 役員は、原則として区町連に加盟する町会・自治会の会長の職にあるものから互選により選出する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合は、その役員の所属する地区で補欠の役員を選出し、任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 役員職務は、次のとおりとする。

1 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第9条 本会は、年に1回総会を開催するものとする。但し、必要により臨時役

員会をもつことができる。

(庶務)

第10条 本会の庶務は、会長が所属する地区総合支所協働推進課において処理する。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は役員会の議決を経て別に定める。

附則

本会則は、令和5年3月13日から施行する。

附則

本会則は、令和5年9月5日から施行する。

令和5年12月15日  
高輪地区総合支所  
協働推進課

## 高輪町会・自治会連合会（仮称）について（案）

令和5年7月に開催した町会・自治会の連合化についての高輪総合支所管内町会・自治会連絡会の意見交換会でのご意見、ご要望を踏まえ、「高輪町会・自治会連合会（仮称）」の設立に向けて取り組ませていただきます。

### 1 高輪町会・自治会連合会（仮称）の活動

- (1) 連合会から各町会への連絡体制を整備し、町会・自治会間の関係がより強固となり、他地区との様々な活動の連携を深めます。
- (2) 年度単位で、定期的に会合を開催し、町会・自治会間の情報交換や交流を目的とした活動を実施いたします。
- (3) 町会・自治会の活動を支援する事業（補助金）等を活用して、定期的に研修を実施します。

（事例）地域の課題解決入門、デジタル活用ワークショップ、スマートフォン研修など

### 2 高輪町会・自治会連合会（仮称）の運営

- (1) 開催時期 年2回程度  
(7月・2月予定)

※連合会前に役員会を実施予定  
※必要に応じてブロック会議

- (2) 会議内容

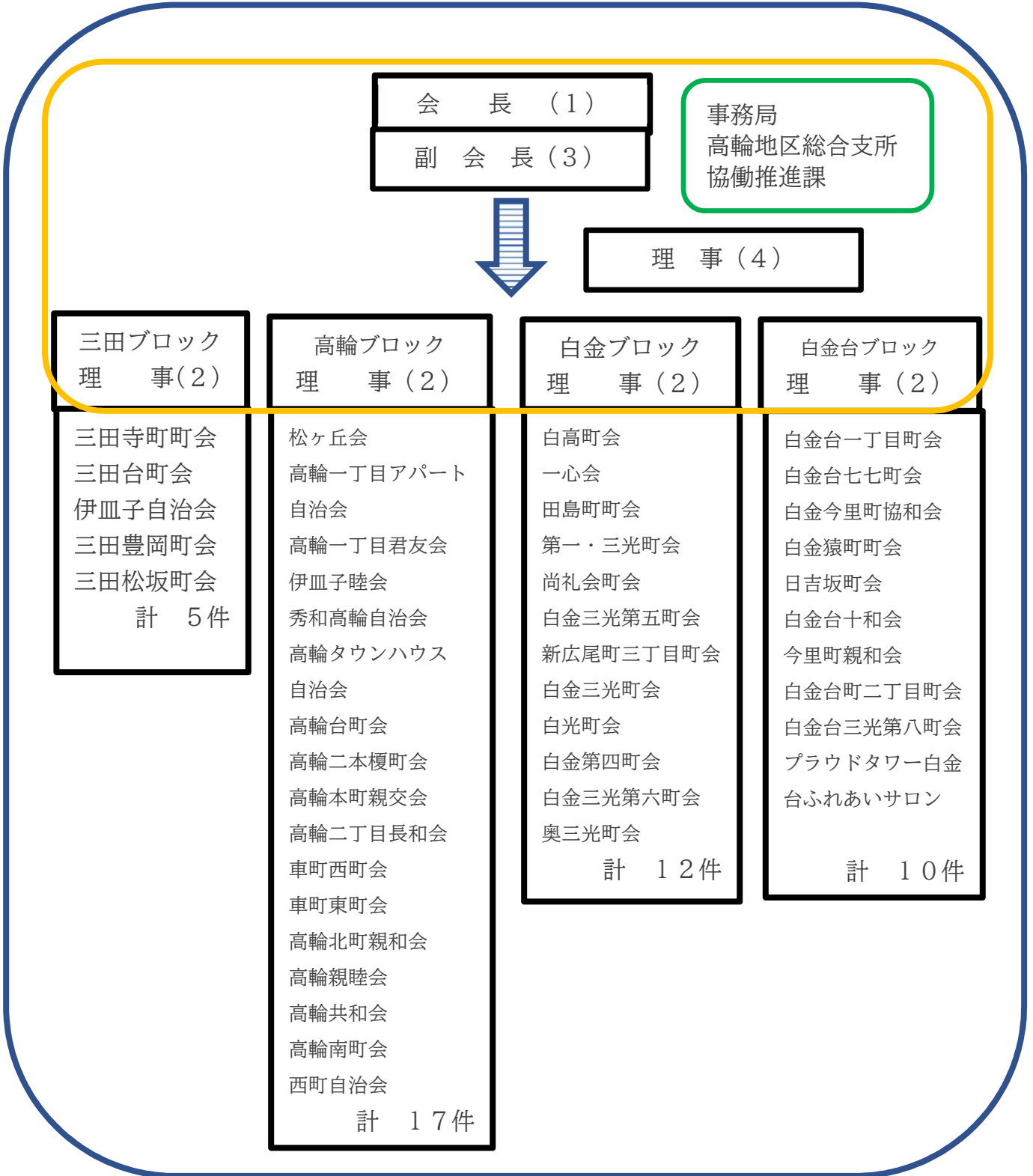
- ・都町連報告
- ・区町連報告
- ・区、支援部情報提供
- ・各ブロックの取組、情報交換
- ・研修
- ・全体の意見交換会



R5.6.26 港区麻布町会・自治会連合会  
受付の様子

### 3 高輪町会・自治会連合会（仮称）の体制

役員



## 港区高輪町会・自治会連合会規約（案）

## 第 1 章 総 則

（名 称）

第1条 本会の名称は、港区高輪町会・自治会連合会（以下「連合会」という。）とし、略称を高輪町自連と称する。

（区域及び組織）

第2条 連合会は、港区高輪総合支所管内の町会及び自治会をもって組織する。

（目 的）

第3条 連合会は、各町会等の自主性を尊重しつつ、相互の連絡・協調を行うことにより、連合会の円滑な運営と発展を図り、併せて共同の福祉の増進を目的とする。

（事務所）

第4条 連合会の事務所は、港区高輪地区総合支所内（港区高輪1-16-25）に置く。

## 第 2 章 事 業

（事 業）

第5条 連合会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）町会・自治会の自主性を確立するための各種活動
- （2）町会・自治会の情報交換及び諸般の調査研究に関すること
- （3）地域社会の福祉増進に寄与する事業
- （4）その他、連合会の目的を達成するために必要と認めた事業

2 前項の事業の達成と事務連絡を迅速に行うため、地域内を別表のとおり4ブロックに編成する。

## 第 3 章 役 員

（職 名）

第6条 連合会に次の役員を置く。

- |        |               |
|--------|---------------|
| （1）会 長 | 1名（理事から選出）    |
| （2）副会長 | ●名（理事から選出）    |
| （3）理 事 | 8名（各ブロックから2名） |
| （4）会 計 | 2名            |

（選出方法）

第7条  
未定



(職 務)

第8条 会長は、連合会を代表して会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を行う。

3 理事は、各町会・自治会の各ブロックの代表として会務に参画する。

4 会計は、会計事務を処理する。

(任 期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

## 第 4 章 会 議

(種 別)

第10条 連合会の会議は、次のとおりとする。

(1) 定時総会

(2) 臨時総会

(3) 役員会

(構 成)

第11条 総会は、原則として町会・自治会の長をもって構成する。

2 役員会は、会長、副会長、理事、会計をもって構成する。

(開 催)

第12条 定時総会は、毎年度7月、2月の年2回開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は町会・自治会の長の4分の1以上から招集の請求があったときに開催する。

3 役員会は、会務の運営のため必要に応じて開催する。

(招 集)

第13条 総会及び役員会は、会長が招集し、自ら議長となる。

(議決事項)

第14条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画の承認

(2) 予算の承認

(3) 事業報告の承認

(4) 会計決算の承認

(5) 規約の改定

(6) 役員承認

(7) その他、会の運営に関する重要事項

(議 決)

第 15 条 議事は、出席人員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議 事 録)

第 16 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 町会・自治会長又は代理者の出席数
- (3) 審議事項及び議事の経過
- (4) 議決した事項・内容

第 5 章 会計 (未定)

別表 (第 5 条第 2 項関係)

ブロック名	対象町会

付則

本会規約は、令和●年 ●月 ●日より実施する。

全区民対象



自転車用ヘルメットを購入した人に  
**2,000円分のスマイル商品券**  
をお渡しします



締切

令和6年**3月31日**まで

※ 窓口での受付は令和6年3月29日まで

対象

安全性が認められたヘルメットを購入し、  
自転車損害賠償保険等に加入している人

※ 自転車損害賠償保険等とは、自転車で事故を起こした時に備える保険・共済です。

申込

(1)電子申請

右のQRコードを読み取り、お申し込みください。

(2)書類で申請

必要書類4点を地域交通課へ郵送または  
持参してください。

電子申請  
QRコード



必要書類

1 申請書  
港区ホームページからダウンロードできます。

2 自転車用ヘルメット購入時の  
領収書やレシート等の写し  
令和5年1月1日以降に購入したもの

3 自転車損害賠償保険等の  
加入が確認できる書類の写し  
コンビニやインターネットで加入できます。

自転車保険  で検索

4 安全規格の認証を受けた自転車用  
ヘルメットであることがわかる資料の写し  
認証マークの例



SGマーク



JCFマーク



CEマーク



GSマーク



CPSCマーク

問合せ

港区 街づくり支援部 地域交通課  
〒105-8511 港区芝公園1-5-25 港区役所5階  
**☎03-3578-2262**  
FAX:03-3578-2369

港区HP  
QRコード



必要書類について  
詳しくはこちらを  
ご覧ください。

第1号様式（第5条関係）

港区自転車損害賠償保険加入促進事業商品券支給申請書

年 月 日

（宛先）港区長

申請者	住所	〒
	ふりがな 氏名	
	電話番号	

港区自転車損害賠償保険加入促進事業要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

商品券の支給を受ける者			
ふりがな 氏名	生年月日	申請者 との関係	申請回数
	年 月 日		回目
	年 月 日		回目
	年 月 日		回目
	年 月 日		回目
	年 月 日		回目

<添付書類>

- 1 自転車損害賠償保険等の加入を証する書類の写し（商品券の支給を受ける者全員分）  
※ 申請時点において自転車損害賠償保険等の有効期間が残っているものに限りします。
- 2 自転車用ヘルメットの購入に係る領収書の写し（商品券の支給を受ける者全員分）  
※ 領収日、購入の相手方及び購入品名（ヘルメット等）が記載されたものに限りします。  
※ 領収書の日付は、令和5年1月1日以降に購入したものに限りします。
- 3 安全規格の認証を受けたものであることがわかる資料の写し  
※ ヘルメットの認証マークを撮影した写真もしくは領収書等に記載の製品名や製品番号と一致する商品パンフレット等

# 街頭防犯カメラの 補助事業を見直しました。

防犯カメラを設置している地域団体の  
皆さんが安全に管理運用できる

防犯カメラの設置の  
更なる促進を図る



## 改正のポイント

### 1 防犯カメラ整備費の補助率等の引上げ

補助率 総額の  $\frac{5}{6}$  →  $\frac{19}{20}$

補助限度額 1,700万円 → 1,900万円

### 2 現行の維持管理費の内容を見直し、防犯カメラ運用経費とします。

電気料金や電柱使用料等を補助 1台当たり 15,000円上限

### 3 新たに防犯カメラ維持管理経費を新設

保守点検費を補助 1設置団体当たり  
200万円上限

修繕費を補助 故障した場合の修繕費  
1台当たり20万円上限

地域団体の皆さんには、防犯カメラの落下等の事故を防止するため、  
年1回以上の保守点検の実施をお願いします。

令和5年4月1日に遡って適用します。

補助対象  
団体

当該地域の道路等に公衆の安全確保及び犯罪の未然防止等を目的とした  
防犯カメラの設置を予定している町会・自治会や商店会などの地域団体。



港区では、安全で安心できる港区の実現に向けて、さまざまな取組を行っています。そのひとつとして、区では、町会や商店会などの団体が防犯カメラを設置するとき、補助金で支援をしています。

新規設置などお考えの方は、お気軽にご相談ください。



## 防犯カメラの整備補助事業はこんな時に利用できます

### 1 防犯カメラ整備費

公衆の安全や犯罪の未然防止などを目的として、道路などに防犯カメラ(モニター、録画装置等を含む)を整備(新設、増設、交換及び大規模な改修)

※設置を予定している年度の前年度の7月31日までに事業計画書を提出

### 2 防犯カメラ運用経費

上記1の整備費の補助により、町会等が設置した防犯カメラの運用(電気料金、電柱使用料等)にかかる経費

### 3 防犯カメラ維持管理経費

上記1の整備費の補助により、町会等が設置した防犯カメラの維持(保守点検、修繕)にかかる経費

※保守点検の経費については、前年度の7月31日までに事業計画書を提出



問合せ  
一覧

申請など 事務手続き に関すること	芝地区総合支所	協働推進課 協働推進係	☎ 03-3578-3123
	麻布地区総合支所	協働推進課 協働推進係	☎ 03-5114-8802
	赤坂地区総合支所	協働推進課 協働推進係	☎ 03-5413-7272
	高輪地区総合支所	協働推進課 協働推進係	☎ 03-5421-7621
	芝浦港南地区総合支所	協働推進課 協働推進係	☎ 03-6400-0031
補助金制度 全体に関すること	防災危機管理室	防災課 生活安全推進担当	☎ 03-3578-2271



参加  
無料

# 初めての救命措置講座

その命は、あなたにしか救えない

いま、目の前にいる人、同僚や家族が倒れたら、あなたは助けられますか？  
突然死を防ぐためには、病院に運ばれる前の適切な処置が欠かせません。  
救命措置について初めて学ぶ方を対象に、胸骨圧迫やAEDの使い方などを  
分かりやすく学べる講座を開催します。この機会に、ぜひご参加ください。

令和6年

1/11 木曜

14:00～15:00  
受付開始 13:30～

会場

みなと保健所 8階 大会議室  
港区三田1-4-10

定員

50名申込順。  
以下の申込先へご連絡ください。



講師

東京慈恵会医科大学  
救急医学講座主任教授  
港区災害医療コーディネーター

武田 聡 氏



対象

区内在住・在勤・在学の方

内容

1. 突然の心停止について
2. 胸骨圧迫について
3. AEDの使い方について

申込み

期間

令和5年12月13日(水)～令和6年1月9日(火)  
一時保育の申込は12月27日(水)締切

申込み方法

みなとコール ☎03-5472-3710

受付時間

9時～17時(12月13日(水)のみ15時～17時)

保健所HP



MINATO CITY



主催

みなと保健所

問合せ

みなと保健所 生活衛生課 庶務係  
03-6400-0041(平日8:30～17:15)

